

第5章

地域の特色をいかした 自然と調和するまちづくり

第1節 産業

- 1 農業
- 2 商・工業
- 3 観光

第2節 景観

- 1 都市景観
- 2 水とみどりのネットワーク

第3節 環境

- 1 自然環境
- 2 公園・緑地
- 3 地球温暖化対策
- 4 公害対策・環境美化

本章の概要

都市農業としての性格を持つ本市の農業について、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

また、市内産業の魅力を市内外に向け発信し、魅力ある商品の付加価値を高め、その普及促進及び発掘、創造活動への支援を引き続き行っていくとともに、産業の活性化を図ります。

さらに、本市の貴重な財産の一つである狭山丘陵の自然を保全するとともに、情報発信力の充実を図り、本市が有する景観や歴史等をいかした、自然と調和したまちづくりを推進します。

第1節 産業

1 農業

農地の保全・活用や、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進などを通じて、都市農業の振興に取り組めます。

2 商・工業

創業支援等を通じて商店街や企業活動の活性化などを図り、地域経済の活性化を図るとともに、各種支援を実施し、既存の商・工業の体質強化に努めます。

3 観光

観光による交流人口の増加を図り、新たなにぎわいを創出するために、情報発信力を充実させるほか、市民や観光まちづくり協会と連携し、観光事業等を実施します。

第2節 景観

1 都市景観

狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、市街地と狭山丘陵の自然が調和した、魅力的な景観づくりを推進します。

2 水とみどりのネットワーク

治水上の安全確保や生態系等に配慮しつつ、美しい水辺環境の形成を図り、水とみどりのネットワークづくりを推進します。

第3節 環境

1 自然環境

自然と調和するまちづくりに向けて、狭山丘陵や河川、生産緑地等の保全を図るとともに、生物の多様性にも配慮した施策に取り組めます。

2 公園・緑地

地域に愛される公園・緑地を目指して、計画的な整備・保全を進めていくとともに、防災等の機能を確保することを目指します。

3 地球温暖化対策

脱炭素社会の実現に向けた取組を行うほか、市民や事業者に対して、省エネルギーや再生可能エネルギーを意識した行動を行うよう啓発活用を行うなど、市全体で温室効果ガスの削減を図ります。

4 公害対策・環境美化

美しいまちを守るため、公害の未然防止、公害発生後の適切な対応に努めるとともに、不法投棄やごみのポイ捨てを防止するための啓発活動等に取り組めます。

第1節 | 産業

1 農業



現状と課題

- 本市は、北部の緑豊かな狭山丘陵から南部地域にかけて全体的に緩やかな平坦地となっており、そうした平坦な農地で、主に畑作が営まれてきています。農家は、都市化の流れの中でいち早く兼業化が進んできましたが、近年は、自給的性格の強い農家と、都市の立地条件をいかした地産地消型の農家へと二分しています。
- 市内農産物としては、ハウレン草や小松菜が多く、野菜のほかに特産品の東京狭山茶も多く生産されています（表5-1参照）。
- 生産緑地については、近年減少傾向が続いており、令和7年3月31日の時点で約79haとなっています（表5-2参照）。また、農業所得の減少や後継者不足による農家戸数の減少、担い手の高齢化等が影響し、依然として、農業を取り巻く環境は厳しい状況となっています（表5-3、表5-4参照）。
- 本市においては、農業の生産基盤及び施設整備に対する支援や農業者の経営力の強化等を目的とした支援などを行ってきました。
- 農業の新たな担い手を確保するため、農地中間管理事業を活用した農地の貸借の促進、就農準備や農業経営開始時の早期の経営確立の支援を行うなど新規就農者の早期の自立と経営発展を目的とした支援を行ってきました。また、広く市民が農にふれあう機会を増やすため、市民農園や体験型市民農園を継続して運営及び支援してきました（表5-5参照）。
- 今後も、生産緑地の保全とその追加指定を継続するとともに、安心して農業が続けられるよう、関係機関や団体と連携し、生産環境の整備、農地の維持、生産性の向上等に向けての施策を検討していく必要があります。

表5-1 主要作物の作付面積上位5品目 (令和6年度)

品目	作付面積 (a)
ハウレン草	824.5
小松菜	753.9
茶	551.0
馬鈴薯 (じゃがいも)	368.1
栗	338.2

出典 産業観光課資料

表5-2 市内生産緑地の推移

(各年度3月31日現在)

年度	地区数	指定面積 (ha)
令和元	322	88.19
2	319	87.45
3	316	86.43
4	315	86.10
5	305	81.68
6	301	79.45

出典 都市計画課資料

表5-3 基幹的農業従事者数の推移

年次	基幹的農業従事者数 (販売農家) (人)
平成 17	300
22	279
27	253
令和 2	208
7	157

(注) 令和7年は速報値

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表5-4 経営耕地面積の推移

年次	経営耕地面積 (総農家) (ha)
平成 17	187
22	174
27	155
令和 2	126
7	68

(注) 令和7年は農業経営体経営耕地面積の速報値を掲載

出典 農林業センサス・世界農林業センサス

表5-5 市民農園・体験型市民農園の状況

(令和7年3月31日現在)

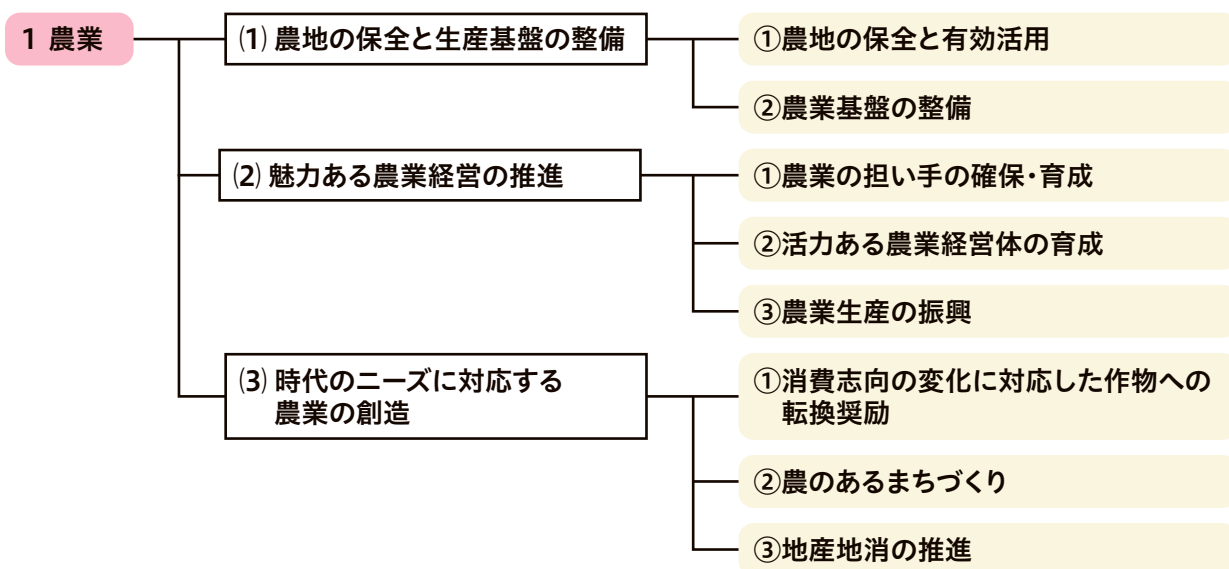
名称	場所	区画数	1区画面積 (㎡)
喜び農園 (5か所)	大南 2-19-5	120	12
	学園 4-34-1、4	65	12
	大南 2-84-2	32	12
	大南 2-88-1	30	12
	大南 2-91-1、2	30	12
体験型市民農園 (2か所)	本町 2-66-2	41	30
	中央 2-144	79	30
合計		397	

出典 産業観光課・高齢福祉課資料

基本方針

- 大都市近郊における都市農業としての性格を持つ本市の農業の保全に努めるとともに、地産地消の推進や農業経営の近代化など、時代の要請に合った農業の創造を図り、魅力ある農業経営の確立を目指します。

施策の体系・内容



(1) 農地の保全と生産基盤の整備 強硬化

① 農地の保全と有効活用

- 農地の宅地化が進む中で、農地の適正管理を促進し保全に努めます。
- 都市農地の保全を積極的に推進するため、市街化区域内農地における多面的機能を発揮させるための取組に対する支援を行います。
- 市街化調整区域内農地においては、「地域農業経営基盤強化促進計画」(*50)に基づき、効率的な営農ができるよう農地の集約化等に向けた取組を加速化するとともに、農業委員会と連携し遊休農地の利用促進に取り組みます。

② 農業基盤の整備

- 農業の振興や生産性の向上のため、農業生産基盤の整備を促進し、優良な農地として保全を図ります。

(*50) 地域農業経営基盤強化促進計画：高齢化や人口減少の本格化に伴う農業者の減少や耕作放棄地の拡大により、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中で、農地の集約化等の取組を加速化することを目的とした計画

(2) 魅力ある農業経営の推進 **強靱化**

① 農業の担い手の確保・育成

- 新たな農業の担い手としての新規就農者の支援や農業経営の安定を図るため、農業後継者の育成や後継者組織への支援に努めるとともに、地域農業の中心となる中核的農家の育成を図ります。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手対策として、援農ボランティアの育成、活用及び派遣体制の確立に努めます。
- 農地中間管理事業（*51）の活用により、農業従事者の高齢化などにより耕作が困難となった農地を新規就農者等との間で貸借を行い、新たな担い手の確保を図ります。

② 活力ある農業経営体の育成

- 農業経営の近代化に向け、企業的経営体制の促進や認定農業者への認定推進、支援等に努めます。
- 家族経営協定に基づく女性の農業経営における役割の明確化など、新たな担い手として育成に努めます。

③ 農業生産の振興

- 本市の地域特性をいかし、野菜・果樹の生産や畜産などの振興に努めるとともに、農業委員会や農業協同組合等と連携して、農産物の特産品化に対する支援、直売体制の充実等に努めます。
- 合理的な農業経営を行うための認定農業者を育成・支援し、魅力ある農業経営を進めるとともに、市独自の支援策を検討・実施します。
- 市内産農産物の価値や魅力を広く知ってもらうため、「武蔵村山産」としての統一ネーミングの設定やロゴマーク等の作成によるブランド化を行い、市内産農産物の認知度を高めていきます。



農産物直売会

（*51）農地中間管理事業：農地中間管理機構が、地域での協議により作成された地域計画（目標地図）を基に、農地の貸付希望者から農地を預かり、その目標地図に示された担い手へと貸し出す取組

(3) 時代のニーズに対応する農業の創造

① 消費志向の変化に対応した作物への転換奨励

- 安全な農産物の供給を図り、生産者・消費者双方のニーズに的確に応えるため、消費者団体との情報交換など連携を強化するとともに、地域の環境にやさしい農業を目指し、消費志向の変化に対応した作物への転換を促進します。

② 農のあるまちづくり

- 都市の中に農のある景観を残しながら、農業を通じて地域のコミュニティや農家と地域住民との交流を深めていくため、体験型市民農園の整備や観光農園等の普及促進に努めます。
- 農業情報の提供を促進するとともに、小学生の農業体験学習、市民のための農業講座開設など市民の農業への理解促進に努めます。

③ 地産地消の推進 **強靱化**

- 地元農産物の品目や出荷量を拡大し、学校給食等での利用を促進するとともに、直売所の設置支援や周知を行い、広報紙、ホームページ、SNS等を活用した情報の発信を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	経営耕地面積	68ha(R7速報値)	維持
2	新規就農者数(累計)	4人	7人
3	認定農業者数	44経営体	46経営体
4	体験型市民農園設置数	2か所	3か所
5	援農ボランティア登録者数	15人	30人



みかん狩り

2 商・工業



現状と課題

《商業》

- 令和3年の統計によると、本市の事業所数は479事業所、従業者数は5,170人、年間商品販売額は1,213億1千5百万円となっています（図5-1参照）。
- 全産業のうち、卸売業と小売業が、事業所数・従業者数ともに比率の高い産業となっています（図5-2、図5-3参照）。また、主な商業集積地は市内の5つの商店街となっており、その他は総じて店舗が市内に点在している傾向があります。
- 本市では、既存の商店等が多様化する市民ニーズや高齢社会に対応した、個性的な顧客サービスを展開することができるよう、商工会の商業振興事業に対して支援を行うことにより、大規模商業施設と既存商店との共存を目指しています。
- 今後は、多摩都市モノレールの延伸を見据え、中小事業者に対する支援や空き店舗解消に向けた事業の推進、創業を考えている市民等の新たな事業者への支援を図り、地域の商業の活性化を図る必要があります。
- また、引き続き、高齢化や、身近な商店の閉店等によって、普段の買い物が難しくなった市民等への支援に努め、事業者や地域と連携して、身近な地域での消費環境を整備する必要があります。

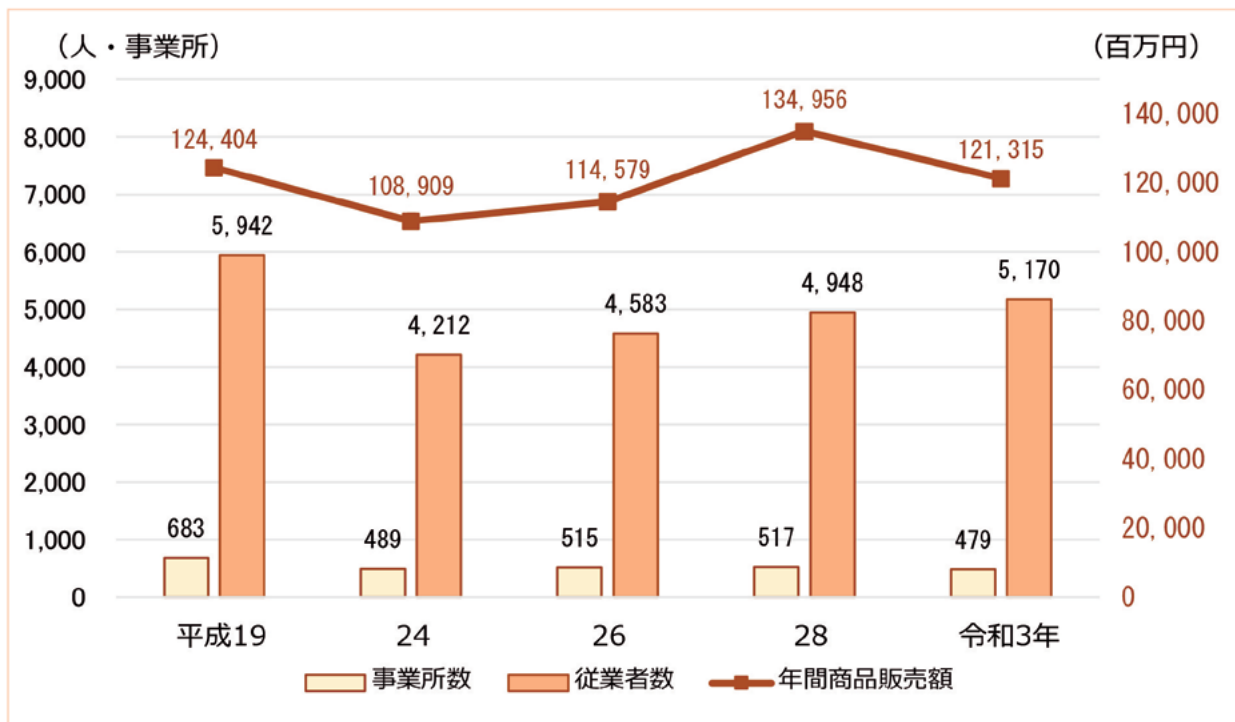
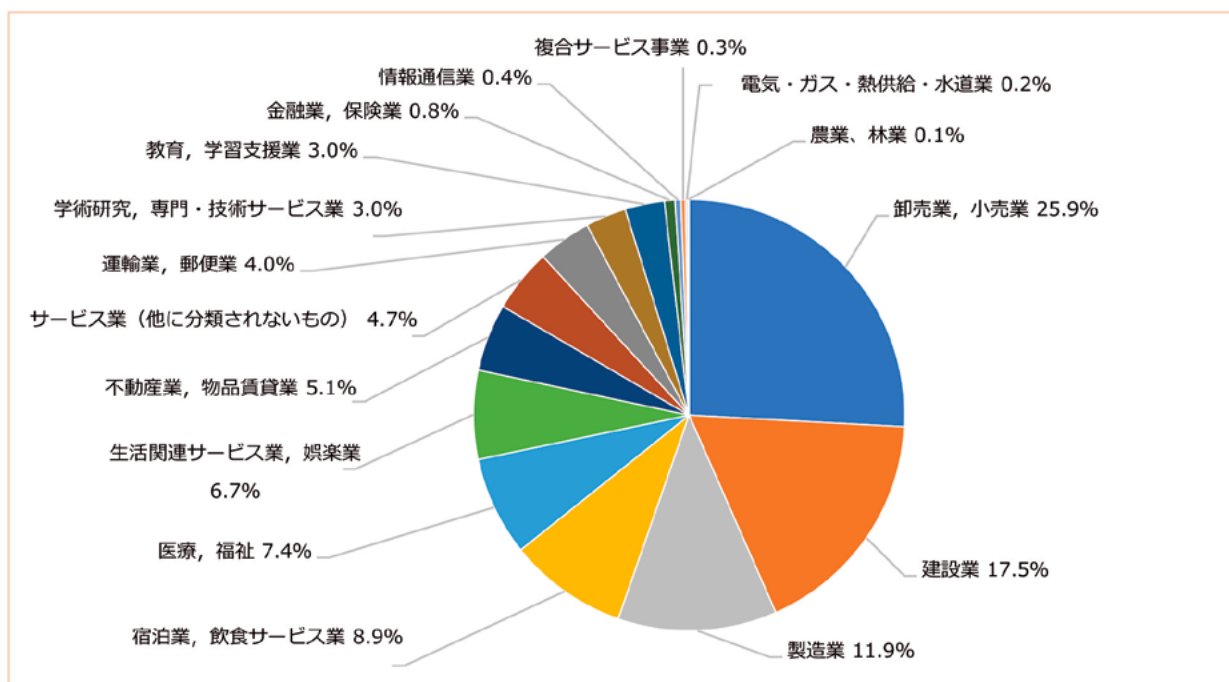


図5-1 商業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典 商業統計調査・経済センサス(令和3年)



(注) 端数処理の関係で、計算結果は必ずしも100.0%とならない。

図5-2 業種別事業所数(民営)比率(令和3年)

出典 経済センサス(令和3年)

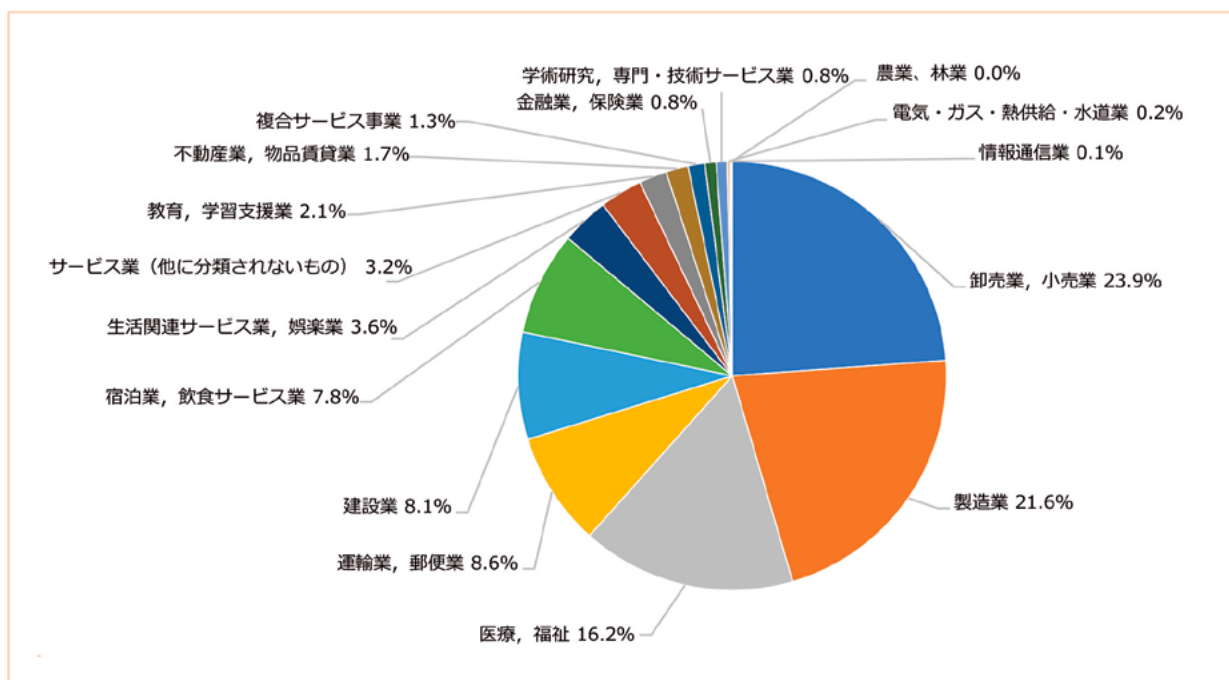
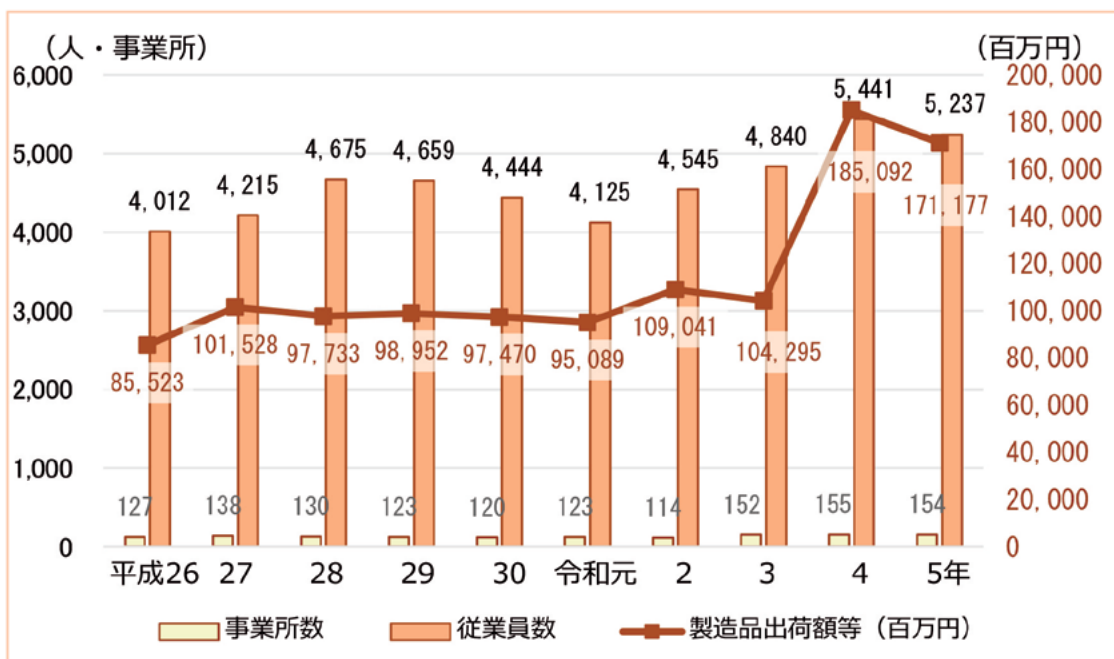


図5-3 業種別従業者数(民営)比率(令和3年)

出典 経済センサス(令和3年)

《工業》

- かつては自動車工場を核として製造業が集積していましたが、同工場が平成13年に一部を閉鎖、平成16年に完全閉鎖したことで、事業所数、従業者数及び製造品出荷額等が大きく減少しました。近年は大きな変動がなく推移していましたが、令和3年に事業所が増加するとともに、令和4年には、製造品出荷額等が大幅に増加しています（図5-4参照）。市内工業の構成としては、食料品製造業と加工受注型企業の集積がみられます。業種では「生産用機械器具製造業」、「金属製品製造業」が多く、多摩地域を中心に取引されています。
- 平成24年12月に企業誘致条例を制定し、新たな市内産業の育成と地元雇用の確保を図りつつ、工業地域への産業集積を推進しています。
- 今後は、創業予定者等への支援など、新たな産業の育成方策や既存の産業への効果的な支援を行い、地域の活性化につなげる必要があります。



(注) 令和2年までは、工業統計調査及び経済センサスを参考にしており、令和3年以降は、経済構造実態調査(製造業事業所調査)を参考にしています。

各調査によって調査範囲が異なります。(工業統計調査及び経済センサス:4人以上の事業所、経済構造実態調査(製造業事業所調査):全事業所)

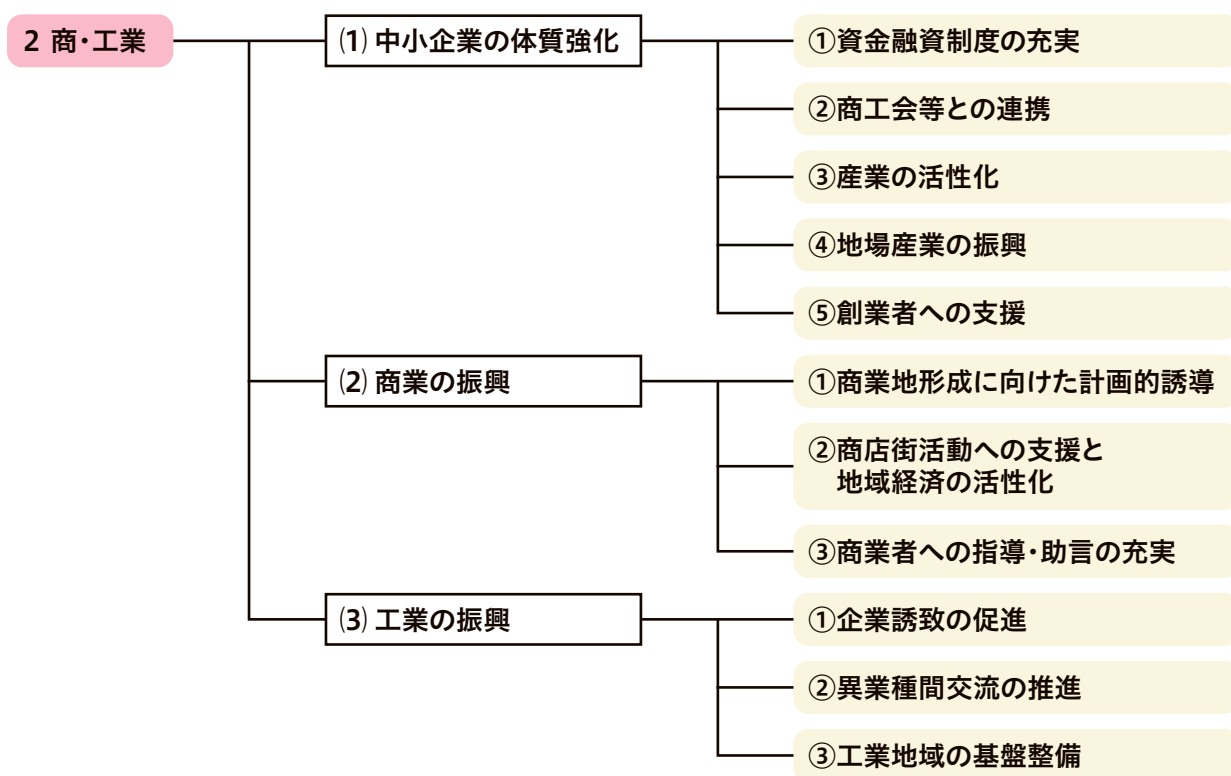
図5-4 工業における事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移

出典 工業統計調査・経済構造実態調査・経済センサス

基本方針

- 市内産業の活性化を図るため、市内で起業や創業を目指す人への情報提供や相談窓口の一本化を進めて新たな地域産業を育成し、地域経済の活性化と地元雇用の創出に努めます。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、商業地形成に向けた計画的誘導を行うとともに、企業誘致条例の対象拡大などを検討し、企業誘致を積極的に進めていきます。
- 地域の商店と大型店との共存共栄、連携を図るための仕組みの検討を進めるとともに、空き店舗等を活用した事業への支援を行うなど、地域の商業の活性化に努めます。
- 事業資金融資のあっせんや利子補給等を通じて、既存の商・工業の体質強化へ向けた支援を図りつつ、工業地域の基盤整備を推進します。

施策の体系・内容



(1) 中小企業の体質強化

① 資金融資制度の充実 **強靱化**

- 中小企業の経営の安定化を図るため、景気動向に柔軟に対応した資金融資制度の充実に努めるとともに、利用の促進を図ります。

② 商工会等との連携 **強靱化**

- 商工会等関係団体との連携を強化しながら、情報の交換、技術研修、経営コンサルタントの派遣による経営診断など、中小企業の経営近代化に対する支援を行います。
- 大規模商業施設の出店に伴う中小小売業の経営への影響を最小限にするとともに、共存共栄を図ることができるよう、商工会等との連携を強化します。
- 市内事業者のデジタル化を推進し、生産性の向上や競争力の強化を図ります。
- 空き店舗活用事業によるマッチングを行い、空き店舗の解消と創業者の支援を行います。

③ 産業の活性化

- 「産業振興ビジョン」に基づき、地域産業力の強化や事業基盤の強化などを図り、持続的に地域経済が活性化し、まちの魅力を高める好循環を創出することで産業の活性化を図ります。

④ 地場産業の振興

- 伝統文化産業の性格を持つ村山大島紬の周知及び広報に努めるとともに、その他の産業についても地域ブランドの認証の促進を図ります。
- 生涯学習や観光など新しい視点を持った取組に対する支援を行います。
- 村山織物協同組合が行う宣伝活動事業や後継者育成への取組を支援するとともに、少数化した生産業者への直接支援を検討します。

⑤ 創業者への支援

- 創業者やその希望者に対する資金の融資や創業相談などを推進します。
- 地域の課題解決に資するビジネスプランを対象としたコンテストを実施するなどローカルスタートアップを支援し、創業者の掘り起こしと地域に根差した創業に対する機運醸成を図ります。

(2) 商業の振興 **強靱化**

① 商業地形成に向けた計画的誘導

- 「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」や「立地適正化計画」に基づき、用途地域の変更等により、商業施設の立地の誘導を図ります。
- 多摩都市モノレール新駅を中心としたまちづくりを進めるため、「多摩都市モノレール沿線まちづくり方針」及び新駅ごとに立ち上げる協議会による提言を踏まえた望ましい土地利用の在り方を検討し、用途地域の変更や地区計画制度等の見直しを行います。

② 商店街活動への支援と地域経済の活性化

- 商店関係者等との連携の下、回遊性の高い歩行者動線の確保や歩行者空間の整備など、社会環境の変化に対応した女性や高齢者、障害のある人など多様なニーズに応えられる商業地づくりに努めるほか、商店街の集客と活性化につながる新たなイベント、複数の商店街の共同事業について支援を図るなど、地域経済の活性化を推進します。
- 市内中小小売業と大規模小売店舗との共存共栄のための施策の検討を、商工会・商店会・商店と連携して進めます。
- 特色ある商店を市内外に向けて発信し、来街者の増加や新規出店に対する意欲の向上を図り、地域経済の活性化を図ります。

③ 商業者への指導・助言の充実

- 時代に対応した近代的な商業活動を支援するため、商工会など商業関係団体との連携を強化し、経営コンサルタントの派遣による経営診断の実施など、商業者への指導、助言の充実を図ります。

(3) 工業の振興

① 企業誘致の促進

- 地域経済の活性化と市民の地元での就労機会の拡大を図るため、企業誘致の促進を図ります。

② 異業種間交流の推進

- 事業者に、「たま工業交流展」への参加を促し、異業種間交流を推進します。

③ 工業地域の基盤整備 **強彰化**

- 工業地域における産業の振興を図るため、開発時の指導等により当該地域の道路整備や工業団地としての基盤整備を促進します。特に、環境に配慮した安全で快適な周辺住環境の整備のため、騒音などの対策として、緩衝帯の役割を担う敷地内緑化や、大型車の通行を考慮した道路整備を促進します。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	空き店舗を活用した事業数	0事業	2事業
2	創業支援制度を利用した創業者数	13人	21人
3	地域ブランド認証商品数	10品目	16品目

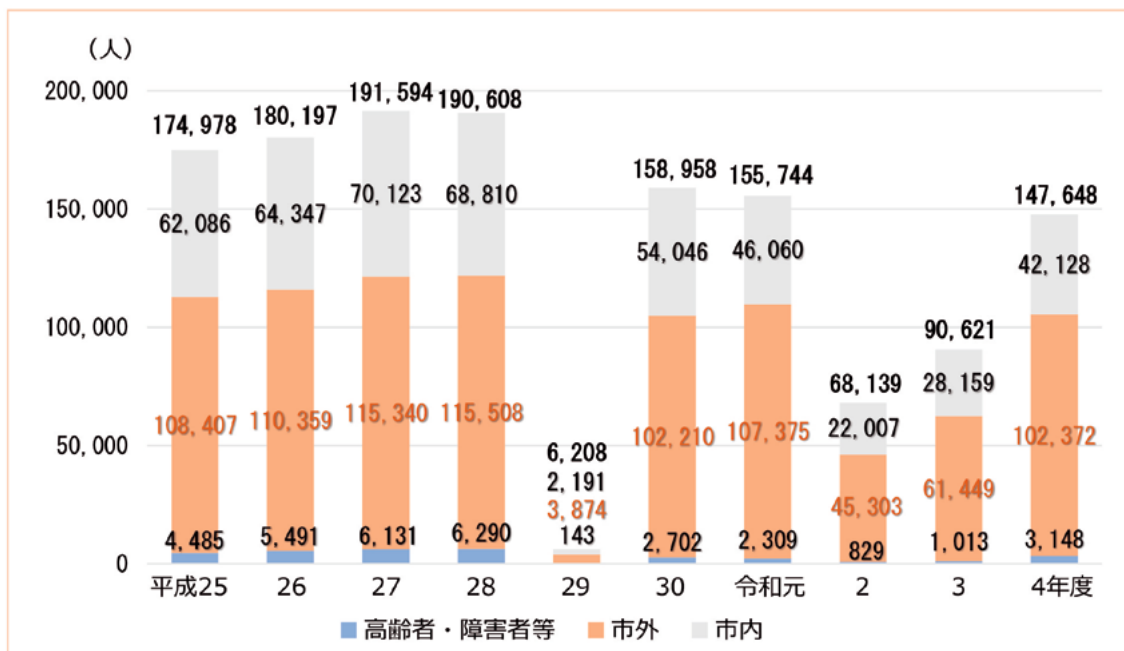
3 観光



現状と課題

- 本市には、狭山丘陵の麓に広がる都立野山北・六道山公園及び市立野山北公園をはじめ、村山温泉「かたくりの湯」等を中心に、市内外から来訪者を集めています（図5-5参照）。
- また、平成24年度から緑が丘地区（都営村山アパート事業区域内）の用地について、東京都と共同して暫定管理を行い、市民の憩いの場としてひまわりガーデン及び菜の花ガーデンを整備していましたが、令和4年度をもって、暫定管理期間終了に伴い、閉園となっています。
- 本市では観光資源を活用したまちの活性化を図るため、一般社団法人武蔵村山観光まちづくり協会が令和2年4月に設立されたことに加え、武蔵村山市内の観光案内や特産品の販売を目的とした観光案内所が令和3年1月に開設されました。
- 狭山丘陵の観光振興については、狭山丘陵を囲む自治体等が連携して、狭山丘陵観光連携事業推進実行委員会を組織しており、新たな視点での観光振興や狭山丘陵のブランドイメージを向上させ地域の魅力を高めるための事業を推進しています。
- また、野山北・六道山公園には、里山民家など様々な体験ができる観光スポットが点在し、広域的な観光資源として幅広い集客性を有しています。さらに、農産物直売所や観光農園等も観光資源の一部となっています（表5-6参照）。
- 今後は、多摩都市モノレールの延伸に伴うアクセスの向上も見据え、観光まちづくり協会などと連携の上、新たな観光資源の発掘や市内の様々な観光資源を活用した、観光によるまちづくりを進めるとともに、市外からの来訪者増加のための新たなにぎわいの創出と、魅力的で個性豊かな観光施策に取り組む必要があります。

（各年度3月31日現在）



（注1）入場者区分は料金の区分による

（注2）平成29年4月1日～30年3月22日、令和2年4月4日・5日・4月9日～7月7日、令和3年4月25日～6月3日・6月5日・6日・13日・19日・20日、令和5年4月1日以降の期間は一時閉館している。

図5-5 村山温泉「かたくりの湯」の入場者数の推移

出典 産業観光課資料

表 5 - 6 農産物直売所一覧

(令和 6 年度)

販売品種別		件数	備考
野菜	東部地区	10	野菜全般
	西部地区	7	野菜全般
	南部地区	17	野菜全般
梨・りんご		4	もぎ取り・販売
みかん・ぶどう		8	もぎ取り・販売
ブルーベリー		2	摘み取り・販売
東京狭山茶		5	
花		1	パンジー等
アイスクリーム		1	自社工場の手作り

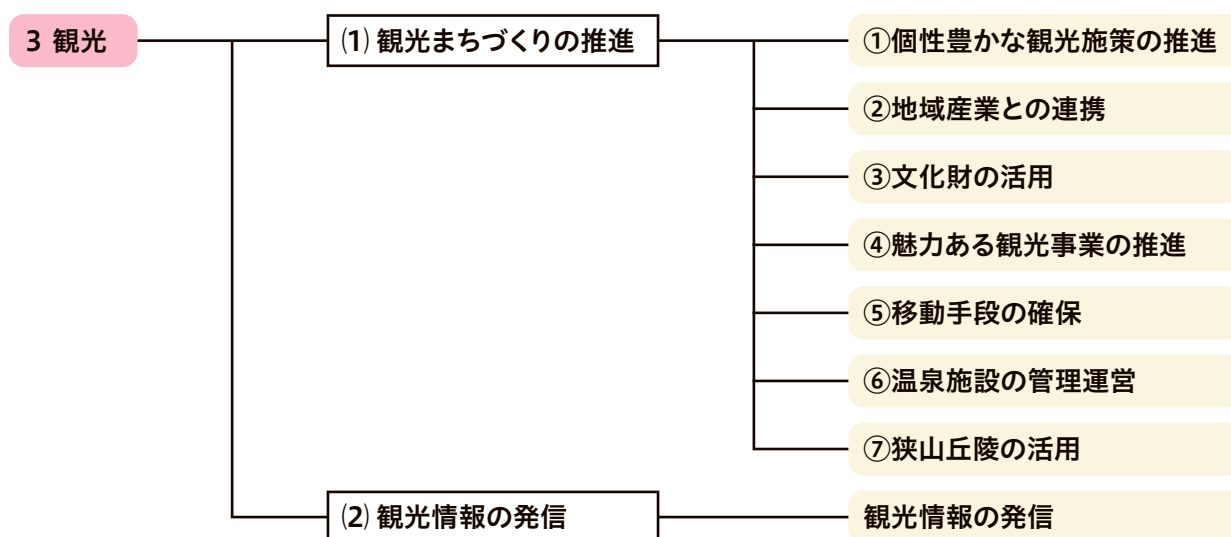
(注) 東部: 所沢武蔵村山立川線以東、新青梅街道以北
 西部: 所沢武蔵村山立川線以西、新青梅街道以北
 南部: 新青梅街道以南

出典 産業観光課資料

基本方針

- 新たな市のにぎわいの創出を目指して、市民だけでなく市外からの来訪者の確保を目的に、観光まちづくり協会と連携し、村山温泉「かたくりの湯」周辺を憩いの核として交流エリアの形成を行うなど魅力的で個性豊かな観光振興を促進します。

施策の体系・内容



(1) 観光まちづくりの推進

① 個性豊かな観光施策の推進

- 狭山丘陵の豊かな自然や地場産業などの地域資源をいかし、村山温泉「かたくりの湯」周辺の憩いの核を中心とした交流エリアを形成し、魅力的で個性豊かな観光まちづくりを推進します。
- また、来訪者の回遊性を高めるため、狭山丘陵周辺地域との連携を深め、広域的エリアとしての観光イベント等の仕掛けづくりに努めます。
- 更なる魅力の向上のため、新たな観光資源の発掘・開発を推進していきます。

② 地域産業との連携

- 市内各所で行われている地場産の野菜、お茶等の販売、みかん狩りを中心とした観光農園、村山織物協同組合事務所にある村山大島紬資料室といった地域産業と観光との連携を推進します。
- 市内の多様な産業をいかし、子どもから大人まで楽しめる工場見学やものづくりなどの体験コンテンツ開発、土産品開発によるECサイトやふるさと納税での商品展開などにより観光資源としての利活用を進め、産業観光を推進していきます。

③ 文化財の活用

- 歴史のある神社仏閣などの文化財や東京陸軍少年飛行兵学校正門跡などを紹介し、ふるさとの歴史や文化を学べるコースの周知に努めます。

④ 魅力ある観光事業の推進

- 観光事業の一環として、市民まつり等の開催・支援を行います。
- 観光まちづくり協会と連携し、新たな観光振興のための事業の検討を進めます。

⑤ 移動手段の確保 **強靱化**

- 誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの維持に努めるとともに、多摩都市モノレールの延伸やアクセス道路の整備促進など、移動手段の充実に努めます。

⑥ 温泉施設の管理運営 **強靱化**

- 温泉施設の計画的な改修に努めるとともに、指定管理者制度による民間活力を活用し、イベントの開催などにより利用者に満足いただける運営に努めます。

⑦ 狭山丘陵の活用 **強靱化**

- 狭山丘陵の豊かな自然を利用して整備された野山北・六道山公園を観光資源として有効に活用するため、早期整備を目指し引き続き東京都と連携して事業を促進します。

(2) 観光情報の発信

観光情報の発信

- 気軽に出かけられる日帰り型の観光地として知名度の向上を図るとともに、観光対象や催し物の効果的な紹介を行うため、観光まちづくり協会と協力し、積極的な観光情報の発信や提供、観光パンフレットの作成など、観光PRの充実に努めます。
- 市の魅力を市内外に広く発信し、PRしていくため、観光大使と連携を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値(R6)	目標値(R12)
1	村山温泉「かたくりの湯」の入場者数	一時閉館中 【参考(R4)】 147,648人	160,000人
2	歴史散策コースマップ販売冊数 【再掲(P.178)】	28冊	30冊



村山温泉「かたくりの湯」

第2節 | 景観

1 都市景観



現状と課題

- まちづくりにおいては、経済性や効率性だけが求められているわけではなく、その地域にふさわしい、良好な景観の形成が重視されています。
- 本市においても、狭山丘陵等のみどり豊かな自然を保全・活用する一方で、商業地や住宅地など、それぞれの地域の個性をいかした魅力ある街並みの形成を市民・事業者との協働により進める必要があります。

基本方針

- 市民や事業者の景観への関心を高め、狭山丘陵のみどりや里山景観を保全しながら、周辺市街地が丘陵地の自然と調和した魅力的な景観となるよう、市民、事業者、東京都等と連携し、魅力的な景観づくりを推進します。

施策の体系・内容



(1) 魅力ある街並み景観の形成 強靱化

① 市街地の景観整備

- 道路等の都市施設の整備に当たっては、それぞれの地区の持つ歴史や特性に応じた街並みを形成するようデザイン等に配慮するとともに、案内板や都市サインの整備・充実に努めます。
- 多摩都市モノレール新駅に設置予定の駅前広場についても、案内板などユニバーサルデザイン等に配慮した整備を行います。
- 電線共同溝整備路線の指定については、歩道の拡幅と併せて検討を行います。
- 道路上の公共物に取り付けられた違反広告物の撤去に努め、景観の維持を図ります。

② 公共施設の景観整備

- 地域の拠点となる公共施設については、街並みなど周辺環境と調和するよう施設デザインに配慮します。

③ 狭山丘陵景観重点地区の景観整備

- 市街地の後背地となる狭山丘陵一带については、みどりに包まれた美しい都市環境を保持するため、公有地化の推進など風致の維持を図ります。
- まちづくり条例に基づき、狭山丘陵に隣接する青梅街道以北の狭山丘陵景観重点地区では、建築物等の色彩の調和及び敷地内の緑化の推進による景観の保全を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	地区まちづくり計画の策定地区数	1 地区	3 地区



多摩都市モノレールフォトコンテスト入賞作品
「里山の天空に舞う」

2 水とみどりのネットワーク



現状と課題

- 水と緑など、自然に親しむことができる環境の保全・継承は、生活に潤いをもたらし、また、教育の観点からも有益であるため、住民や地域からのニーズが高くなっています。
- 残堀川沿いの空間については、歩道・自転車道や親水緑地広場等が整備（図5-6参照）されており、空堀川についても美しい水辺環境の形成を図るため、河川や川沿いの遊歩道等の整備を東京都に要請しています。
- 今後も緑地や水環境、生物多様性に配慮した取組やみどりのネットワークの軸となる歩道・自転車道の維持・管理、市内の自然環境を活用した水辺環境の緑化が求められています。



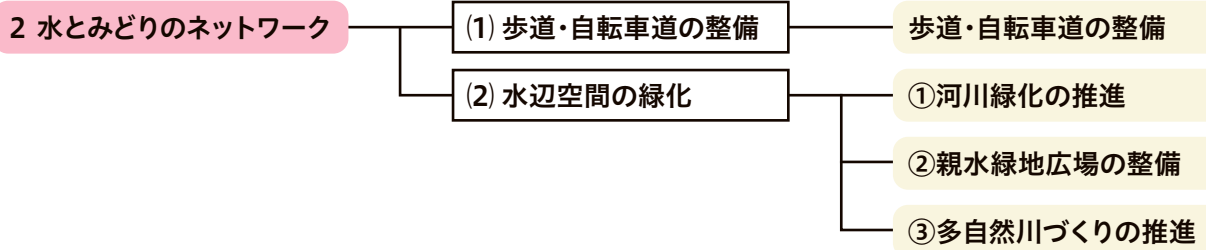
図5-6 河川・残堀川親水緑地広場の位置図

出典 環境課・道路下水道課資料

基本方針

- 残堀川や空堀川については、身近な親水空間としての緑化の推進や生物等にも配慮した多自然川づくりを東京都に要請するとともに、市内を流れる河川についても自然環境を保全することにより、狭山丘陵等のみどりの核を結ぶ水とみどりのネットワークづくりを推進します。

施策の体系・内容



(1) 歩道・自転車道の整備 **強靱化**

歩道・自転車道の整備

- みどりのネットワークの主軸となる歩道・自転車道については、季節感あふれる緑化手法により、道路自体がレクリエーション機能を持ち、歩行者・自転車道によって緑地相互を結ぶように配置します。

(2) 水辺空間の緑化

① 河川緑化の推進 **強靱化**

- 残堀川や空堀川の主要河川については、河川改修に合わせ、沿道の緑化を推進し、みどりあふれる市街地空間の形成を目指します。
- 市内各地に流れる小河川については、上流部などで自然の河川形態の維持を図るほか、可能な限り緑化を推進します。

② 親水緑地広場の整備 **強靱化**

- 空堀川については、既に整備が行われた残堀川と同様に、河川改修により生じた旧河川敷などを水とみどりに親しむ憩いの広場として整備するよう、東京都に要請します。

③ 多自然川づくりの推進

- 残堀川や空堀川の主要河川については、生態回廊としての機能を持たせるため、市民参加による緑化の推進、多自然川づくりによる整備、水辺植生の復元を東京都に要請します。
- また、これら以外の河川についても、可能な限り多自然型の整備を検討し、河川の自然環境の回復を図ります。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	親水緑地広場の箇所数	7 箇所	8 箇所

第3節 | 環境

1 自然環境



現状と課題

- 本市は、みどり豊かな狭山丘陵や農地、樹林地など、多くの自然に囲まれて発展してきましたが、市街地開発等による宅地の増加に伴い、畑をはじめとした自然の減少が見られます。
- 本市においては、みどりの持つ多様な機能・役割に配慮したみどりの都市づくりの推進や農地の保全、生物多様性の保全などを進めてきました。
- 貴重な自然環境を後世に引き継いでいくためには、市民や地域の協力の下、東京都等と連携して保全に努めるとともに、狭山丘陵をはじめとした樹林地の重要性を市民に浸透させ、自然の保全意識を醸成する必要があります。
- 本市は、市街地開発による宅地の増加に伴い、畑などの減少が見られるものの、狭山丘陵の大部分は「野山北・六道山公園」や「中藤公園」、「観音寺森緑地」等に指定されていることもあり、みどりが確保されています（表5-7、図5-7参照）。
- また、市内には武蔵野地域特有の平地林である「海道緑地保全地域」をはじめ、社寺林などの樹林地が残っており、地目別土地利用面積の過去10年間の変化を見ても山林面積の割合はほとんど変化が見られません（表5-7、図5-8参照）。

表5-7 広域公園等一覧

(令和7年3月31日現在)

区分	名称	所在地	面積 (ha)	区域全体(参考) (ha)
広域公園	野山北・六道山公園	本町五丁目他	130.20	260.00
	中藤公園	中藤五丁目他	57.70	
緑地	観音寺森緑地	中藤二丁目他	15.75	
	狭山緑地	本町六丁目他	15.52	365.32
首都圏近郊緑地保全区域	狭山近郊緑地保全区域	中藤五丁目他	81.10	1607.00
自然公園	都立狭山自然公園	中藤五丁目他	73.00	775.00
緑地保全地域	海道緑地保全地域	伊奈平五丁目他	8.67	
農地(市街化調整区域)	多摩開墾	中原五丁目他	55.46	

出典 産業観光課・都市計画課資料

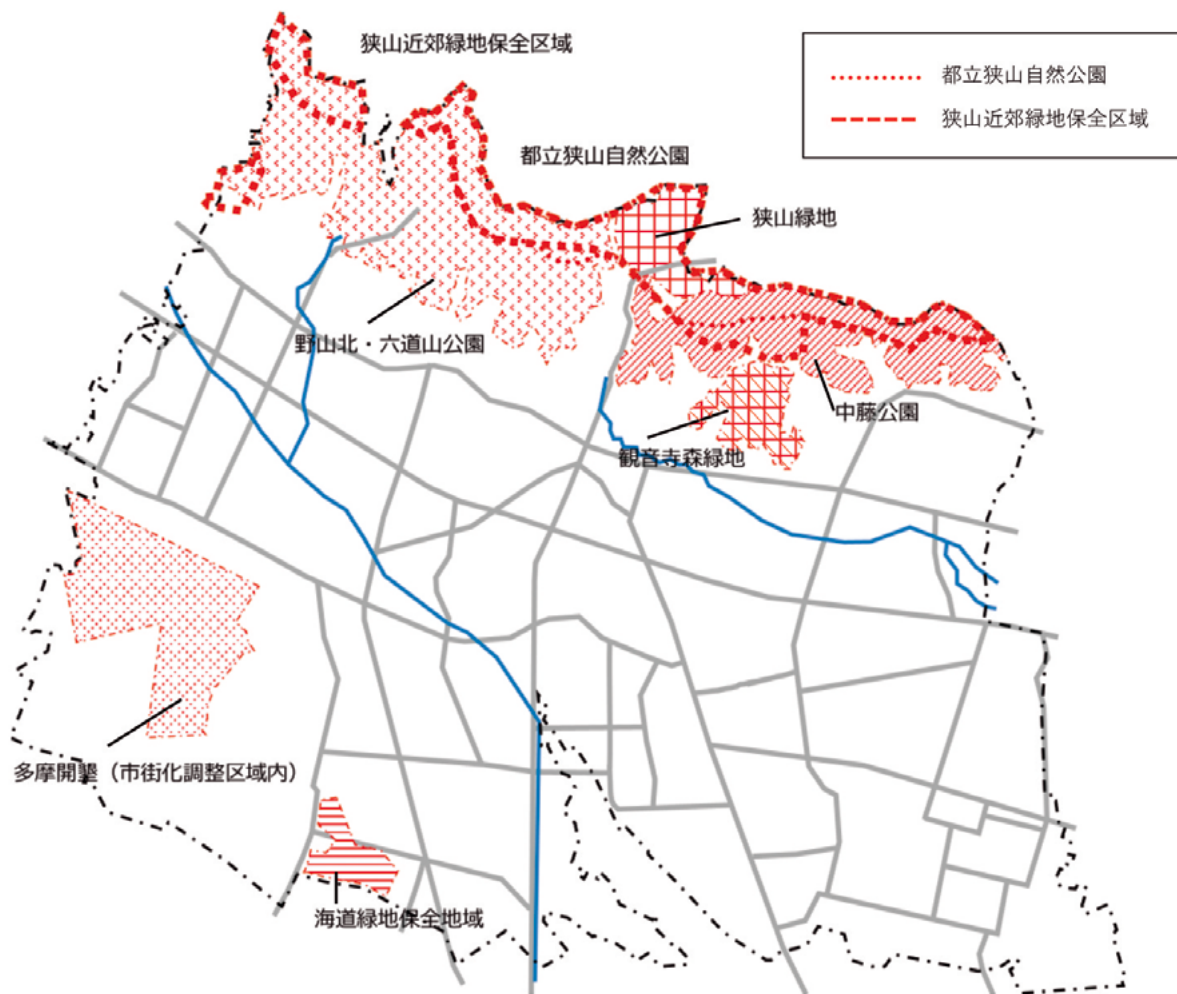
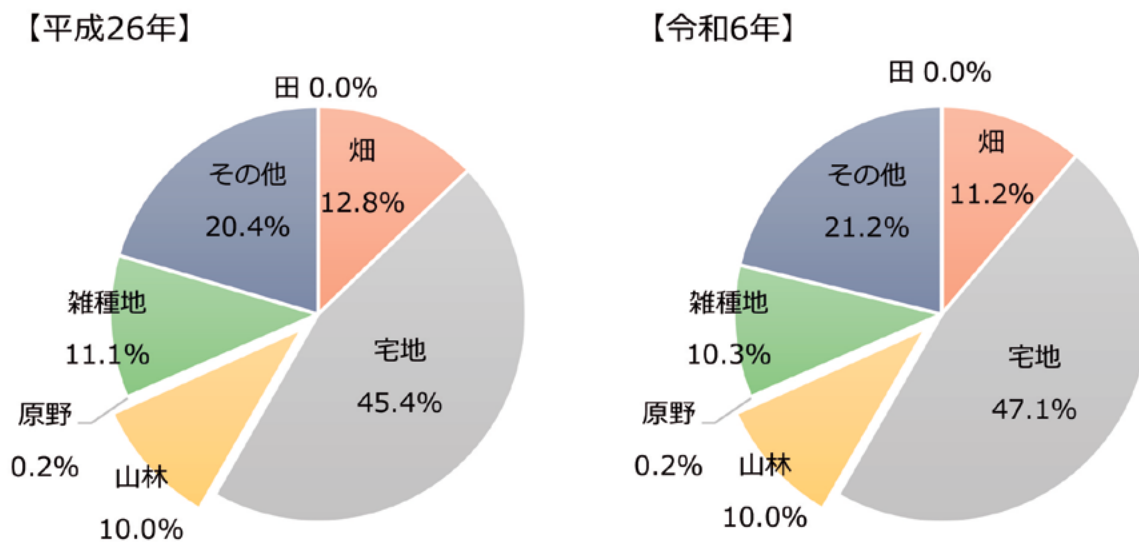


図5-7 広域公園等位置図

出典 都市計画課資料

(各年1月1日現在)



(注) 端数処理の関係で、計算結果は必ずしも100.0%とならない。

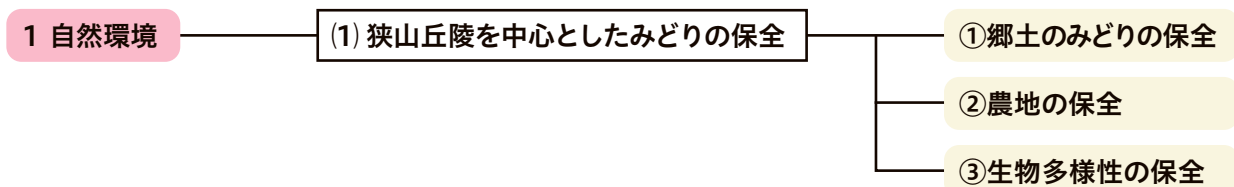
図5-8 地目別土地利用面積の比較

出典 課税課資料

基本方針

- 狭山丘陵等の貴重な自然を効果的に保全するとともに、河川等の自然環境の保全を図ります。

施策の体系・内容



(1) 狭山丘陵を中心としたみどりの保全 強靱化

① 郷土のみどりの保全

- 市民の憩いや自然とのふれあいの場としてだけでなく、防災的な機能など、みどりの持つ多様な機能、役割に配慮しながら、郷土の自然である狭山丘陵をみどりの核とし、その麓に広がる集落地の屋敷林や生け垣などのみどり、点在する寺社林のみどり、残堀川・空堀川などの河川、さらには市街地に分布する生産緑地や平地林のみどりを保全し、みどりの都市づくりを進めます。

② 農地の保全

- 保水機能と良好な地域景観の形成などの役割を担う農地については、農業生産との調和を図りながら、保全に努めます。

③ 生物多様性の保全

- 人と自然が共生する都市環境の形成に向けて、生物多様性を考慮したみどりの保全を推進します。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	地目別土地利用面積「山林」の割合	10.0%	維持
2	経営耕地面積【再掲(P.185)】	68ha(R7 速報値)	維持

2 公園・緑地



現状と課題

- 公園・緑地は、憩いの場、コミュニティ活動やレクリエーション活動の場、子どもたちの遊びの場として重要な役割を果たしています。また、良好な都市景観の形成、災害発生時の避難場所や延焼遮断帯としての機能、大気の浄化のための機能などを持つ重要な都市基盤施設です。
- レクリエーションの場やコミュニケーションの空間確保のため、整備・維持管理を進めるとともに、防火水槽の設置など市の防災機能の強化を図っています。
- 公園・緑地に対する市民ニーズはますます増加し、多様化していることから、今後も、公園や緑地の計画的な整備や適切な維持管理を継続して進めていくほか、想定されている首都直下地震等の災害に備え、防災としての機能を確保していく必要があります。
- 本市にある公園は、広域公園、総合公園、近隣公園等が22か所（125.69ha）開園されており、市の総面積（1,532ha）に占める公園面積は約8.2%となっています。また、緑地の計画決定面積は、狭山緑地と観音寺森緑地を合わせて約31.27haとなっています（表5-8、図5-9参照）。

表5-8 公園・緑地一覧

（令和7年4月1日現在）

種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)	種別	名称		計画決定面積 (ha)	開園面積 (ha)
広域公園	1	野山北・六道山公園	130.20	107.62	その他の公園	18	三本榎史跡公園	-	0.11
	2	中藤公園	57.70	5.00		19	三ツ藤南公園	-	0.21
	計		187.90	112.62		20	プリンスの丘公園	-	0.99
総合公園	3	山王森公園	7.08	0.59		21	さいかち公園	-	0.95
	4	大南公園	7.70	5.49		22	西大南樹林公園	-	0.18
	計		14.78	6.08		計		-	2.44
近隣公園	5	御伊勢の森公園	3.30	-	公園合計		215.38	125.69	
	6	雷塚公園	2.10	2.10	緑地	①	観音寺森林地	15.75	-
	7	向山公園	1.14	0.15		②	狭山緑地	15.52	-
	8	十二所神社公園	1.41	0.05		計		31.27	-
	9	峰公園	1.01	-					
計		8.96	2.30						
街区公園	10	残堀公園	0.75	-					
	11	馬場公園	0.26	-					
	12	野山公園	0.55	0.07					
	13	オカネ塚公園	0.96	0.96					
	14	伊奈平公園	0.28	0.28					
	15	経塚向公園	0.25	0.25					
	16	中原公園	0.40	0.40					
17	大南東公園	0.29	0.29						
計		3.74	2.25						

（注1）計画決定面積は都市計画公園・緑地の面積を指す

（注2）開園面積は実測誤差を考慮

出典 環境課・都市計画課資料

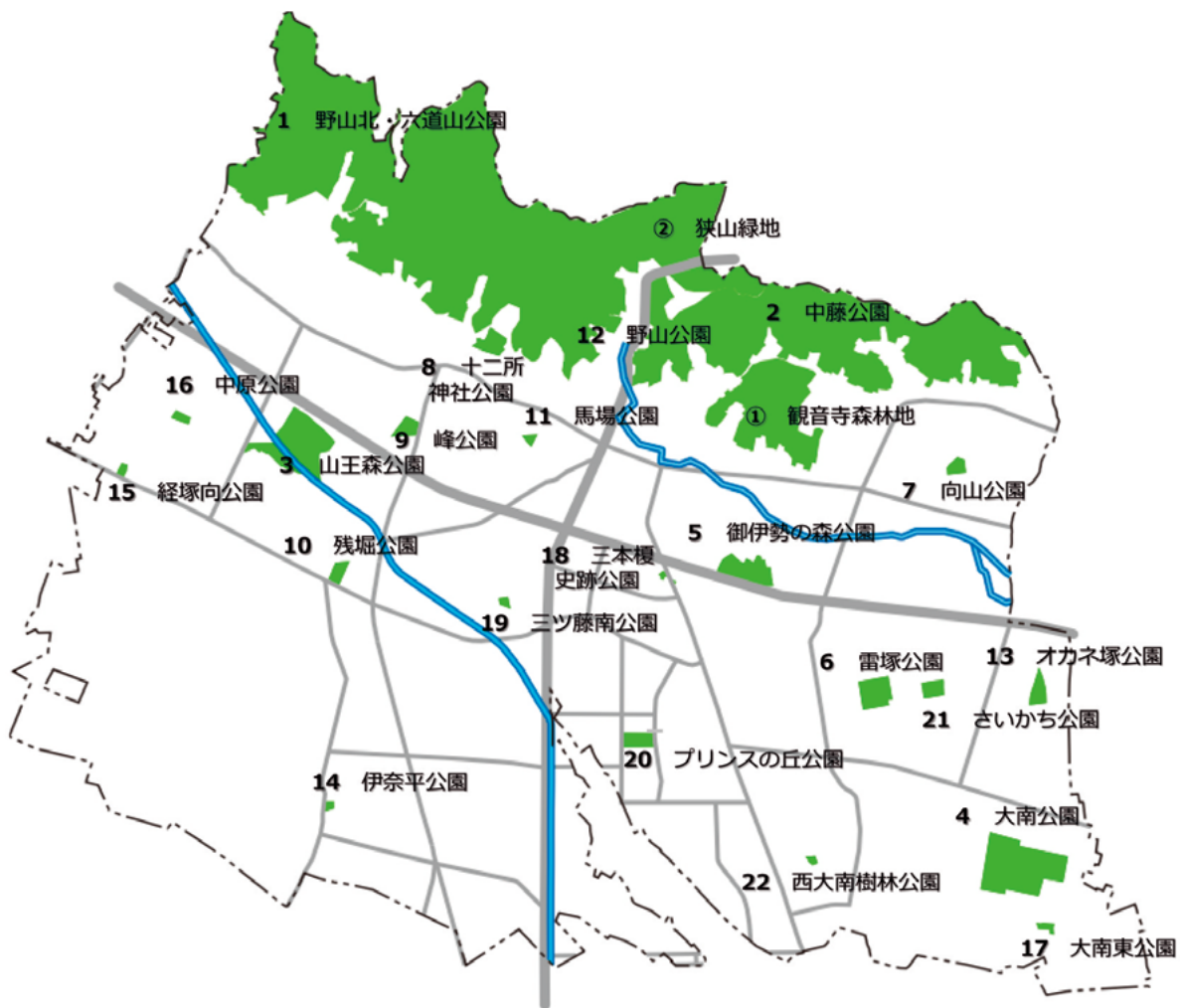


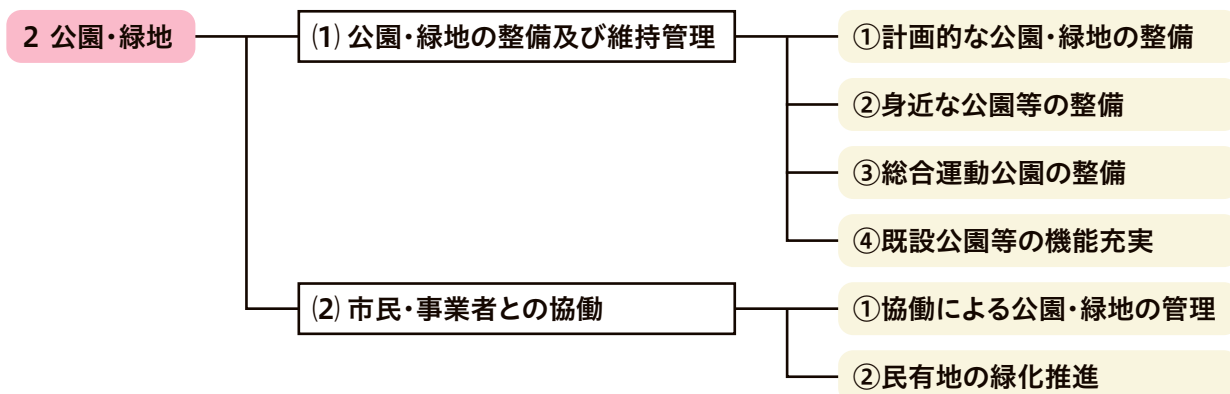
図5-9 公園・緑地位置図

出典 環境課・都市計画課資料

基本方針

- 公園・緑地については、計画的な整備を進めていくとともに、管理において市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に愛される公園・緑地としての維持管理を促進します。

施策の体系・内容



(1) 公園・緑地の整備及び維持管理

① 計画的な公園・緑地の整備 **強靱化**

- 公園・緑地の計画的な整備や地域の緑化に努めます。
- 東京都及び区市町村で策定した「緑確保の総合的な方針」に基づき、みどりの保全に努めます。
- 老朽化が進む遊具等の公園施設の長寿命化を図り、事業費の平準化や維持管理コストの削減を図ります。
- 多摩都市モノレール延伸を見据え、都市核地区土地区画整理事業区域内の公園について、順次、暫定的な供用を開始するとともに、公園の具体的な整備について検討を進めます。

② 身近な公園等の整備 **強靱化**

- 子どもの遊び場、レクリエーション活動やコミュニティ活動の場など、日常生活圏の中にある身近な公園・緑地として、都市公園、児童遊園、運動広場などの整備推進を図ります。

③ 総合運動公園の整備 **強靱化**

- 総合運動公園については、憩いとやすらぎの場、健康づくりの場、スポーツ・レクリエーションの場、災害時のオープンスペースの機能を持つ拠点性の高い公園としての整備を検討します。

④ 既設公園等の機能充実

- 既存の公園・緑地については、市民ニーズに沿って、安全性の高い施設環境を確保しながら、ユニバーサルデザイン等への対応に配慮した設備の更新などを図り、機能を充実するとともに、適切な維持管理に努めます。

(2) 市民・事業者との協働

① 協働による公園・緑地の管理

- 公園・緑地の管理に市民の自主的、主体的な参加を求め、地域に根ざした公園・緑地の管理を推進します。

② 民有地の緑化推進 **強靱化**

- 住宅地における生け垣や庭の緑化など、市民とともに民有地の緑化を推進するために、グリーンヘルパー制度の運用により地域の身近なみどりの実践指導を行う等、緑化意識の高揚を促進し、みどり豊かなまちづくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	公園・緑地等ボランティア登録者数	165人	維持
2	地目別「山林」面積	154ha	維持

3 地球温暖化対策



現状と課題

- 大気に含まれる温室効果ガス（二酸化炭素など）の増加に伴い、地球の平均気温は上昇し続けており、近年、地球温暖化による影響で豪雨や台風等の水害が激甚化しています。
- こうした状況から、本市は令和4年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを宣言しました。
- 宣言の実現に向けては、住宅における、遮熱性塗装工事、断熱工事、太陽光発電システムの設置及び家庭用蓄電池の設置に要する費用の一部の補助を行うなど、二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と森林等の吸収源による除去量との間の均衡に努めています。
- また、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、行政が率先して地球温暖化対策、気候変動適応策に配慮した行動を実践するとともに、「ゼロカーボンシティ実現」のための施策を立案・推進し、市民・事業者との連携・協働により取組を推進していきます。

◆ 武蔵村山市「ゼロカーボンシティ」宣言 ～二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して～

令和4年9月5日

近年、世界規模の異常気象により国内でも豪雨や台風による甚大な被害が発生しており、その主な原因とされている地球温暖化の進行は、極めて深刻な問題と考えています。

地球温暖化は、我々人間の営みが原因で進行しているといわれており、二酸化炭素など温室効果ガスの発生をできる限り抑制するよう、脱炭素に向けた行動を早急に行う必要があり、我が国においても、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指すとしています。

武蔵村山市においても、これまで公共施設照明器具のLED化、庁用車における電気自動車の導入、太陽光発電設備の設置、新エネルギー利用機器等設置費用の補助など、温室効果ガスの排出抑制等に取り組んでおりますが、現在の気候変動危機に対応するためには、更に取組を加速して推進していく必要があります。

このことから武蔵村山市は、環境への負荷を抑え、我々の子ども、孫の世代により良い環境と未来を残すため、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に積極的に取り組み、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを、ここに宣言します。

基本方針

- ゼロカーボンシティの実現に向けて、地球温暖化対策や省資源・省エネルギー活動を促進するため、行政運営における取組を推進するとともに、市民及び事業者に対し、各種情報の提供や啓発活動などを行います。

施策の体系・内容

3 地球温暖化対策

(1) 地球温暖化の防止

① 省資源・省エネルギー活動の推進

② 地球温暖化対策の推進

(1) 地球温暖化の防止 **強靱化**

① 省資源・省エネルギー活動の推進

- 低炭素社会の実現及び地球温暖化を防止するため、環境にやさしいライフスタイルの実現を目指し、様々な情報提供、啓発活動及び支援を推進します。
- 市内の各家庭における省エネルギーや再生可能エネルギーの普及促進を図るとともに、公共施設における省エネルギー・再生可能エネルギーの活用を図ります。
- 市民や事業者などの日常的な習慣として省エネルギー行動の浸透、定着を図ります。
- 住宅や家電製品、設備・機器、自動車などで、エネルギー効率に優れ、温室効果ガスの排出が少ない技術を取り入れるよう促すことで、あらゆる場面で脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルを実現します。

② 地球温暖化対策の推進

- 市の事務事業における地球温暖化対策をより一層推進します。
- 市民・事業者の環境行動の手掛かりとなる「環境行動指針」を通じて、市民・事業者の環境保全意識を高め、環境行動を推進します。
- 補助制度によって、ゼロカーボンシティ住宅普及促進を図るとともに、ごみの排出量の抑制に取り組みます。
- 次世代自動車の普及促進とともに、利便性向上等による公共交通や自転車の利用促進に努め、移動手段における脱炭素化への転換を進めます。
- まち全体での効率的なエネルギー利用を検討するとともに、気温上昇の緩和や吸収源となる緑化にも取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	公用車における低公害車の導入割合	58.8%	60.0%
2	戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率 (*52)	13.0%	30.0%

(*52) 戸建て全世帯に対する太陽光発電設備導入率：導入件数/住宅・土地統計調査による戸建て住宅数（現況値については、令和5年住宅・土地統計調査による）

4 公害対策・環境美化

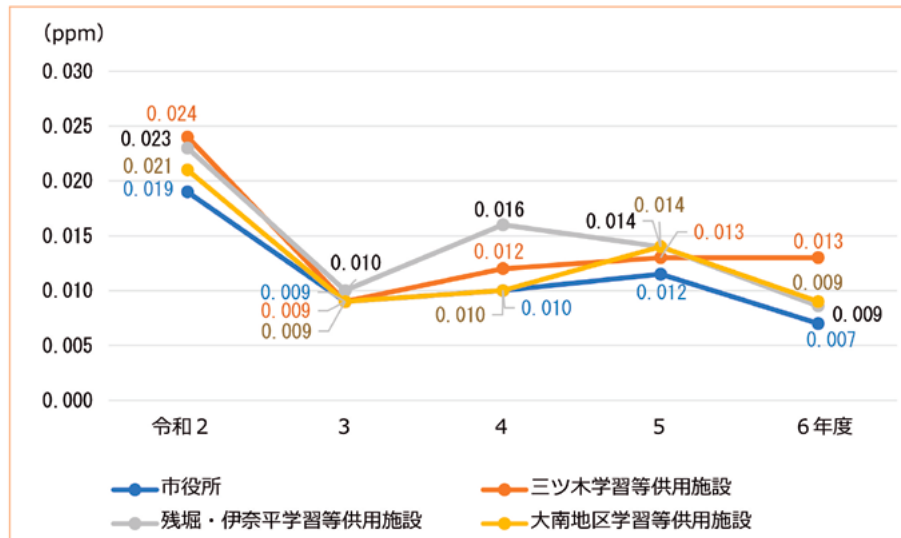


現状と課題

- 公害対策や環境美化は、市民の健康や安全を確保するために必要不可欠な取組です。
- 本市としては、毎年度「環境保全のあらまし」を作成し、工場・指定作業場関係、公害等による苦情関係、環境学習関係、自動車・航空機騒音関係、大気関係、河川等の水質関係、犬・猫関係についてまとめています。
- また、公害対策や環境美化を推進するため各地域で環境調査を実施し、様々な環境指標について監視を行っています。
- 公害対策について、騒音、振動、悪臭などの発生源は、工場・事業所、建設作業、飲食店・小売業、住宅や個人など多様であるため、速やかに発生源を把握し、適切な対策をとることが必要です。
- また、近年の住宅過密化によって日常生活に密着した生活騒音による近隣問題が顕在化していることから、市民相互の生活を尊重し合うマナーやルールの周知を図る必要もあります。
- 環境美化については、不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置などが散見されることから未然防止に向けた取組に加え、市民との協働による美化運動や清掃運動を継続して行うことが必要です。
- 大気中の二酸化窒素(*53)濃度は、令和2年度から令和6年度にかけていずれの地点も環境基準(0.06ppm)を下回っています(図5-10(二酸化窒素濃度)参照)。
- 河川の水質汚濁については、令和2年度から令和6年度の残堀川や空堀川のBOD(*54)濃度の推移を見ると、おおむね全ての地点において環境基準(2 mg/ℓ以下)を下回っています(図5-10(残堀川BOD濃度・空堀川BOD濃度)参照)。
- 道路交通騒音については、令和2年度から令和6年度の主要幹線道路環境調査の結果、昼は要請限度(昼75dB以下、夜70dB以下)を下回っていますが、夜は一部の地域で上回っています(図5-10(道路交通騒音)参照)。
- 航空機騒音については、いずれも環境基準(Lden57dB以下)を下回っています(図5-10(横田基地航空機騒音(第十小学校))参照)。

二酸化窒素濃度

(各年度平均)

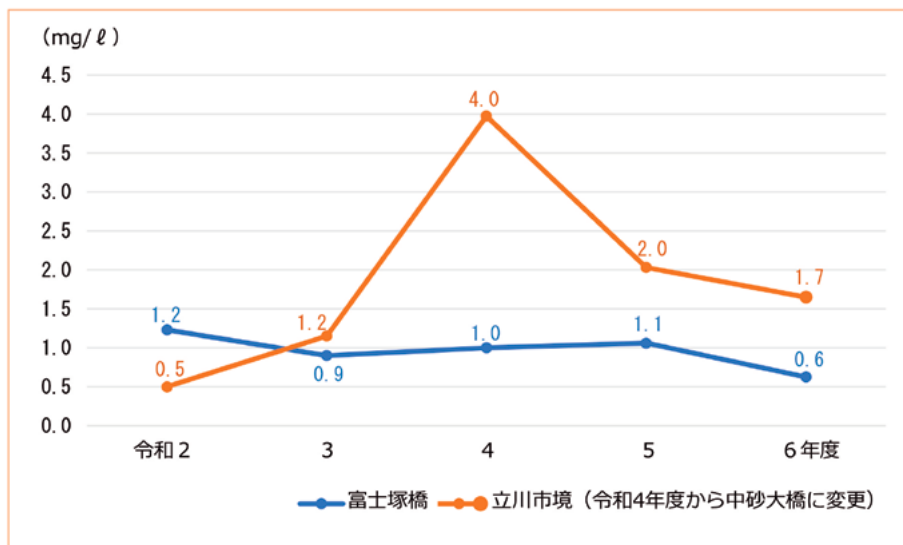


(*53) 二酸化窒素：自動車や工場の排出ガスから発生する、呼吸器に影響を与える有害物質

(*54) BOD：水の濁りや悪臭などの原因となる、水中の有機物等の量を示す指標

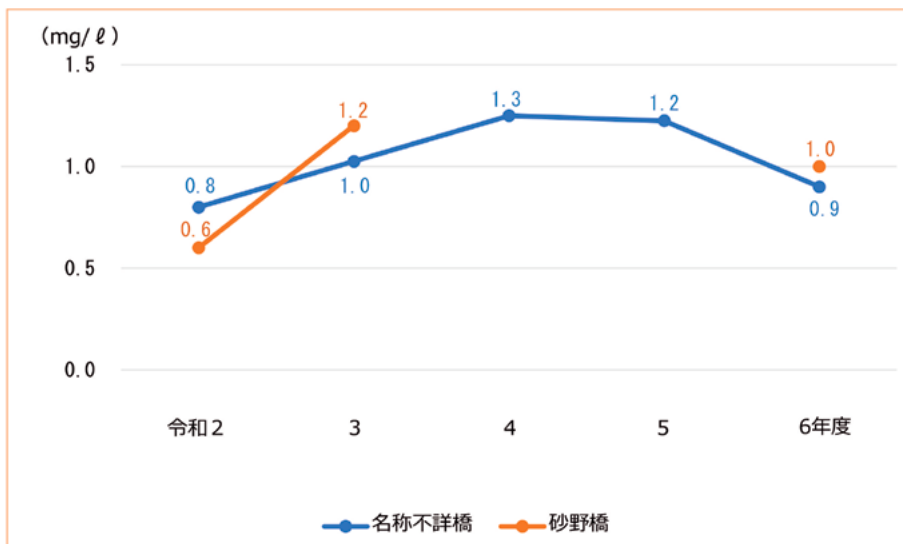
残堀川BOD濃度

(各年度平均)



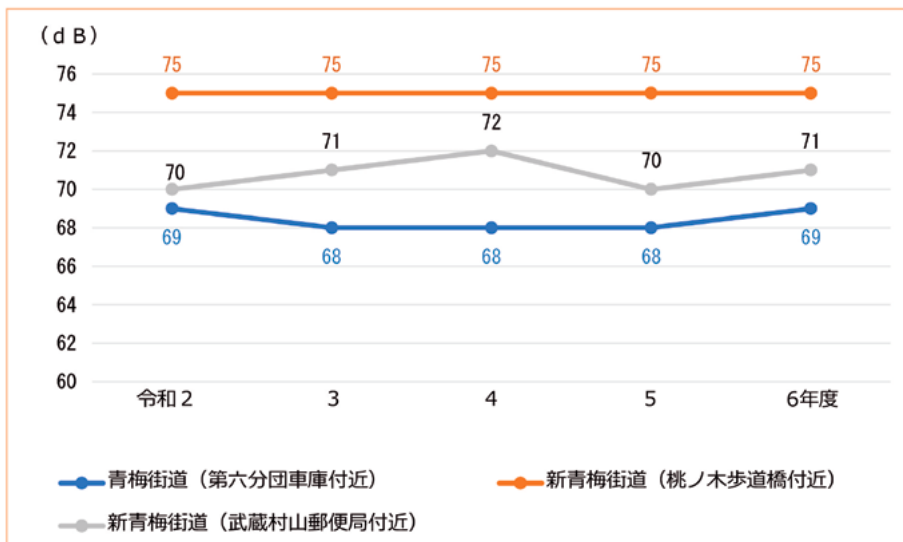
空堀川BOD濃度

(各年度平均)

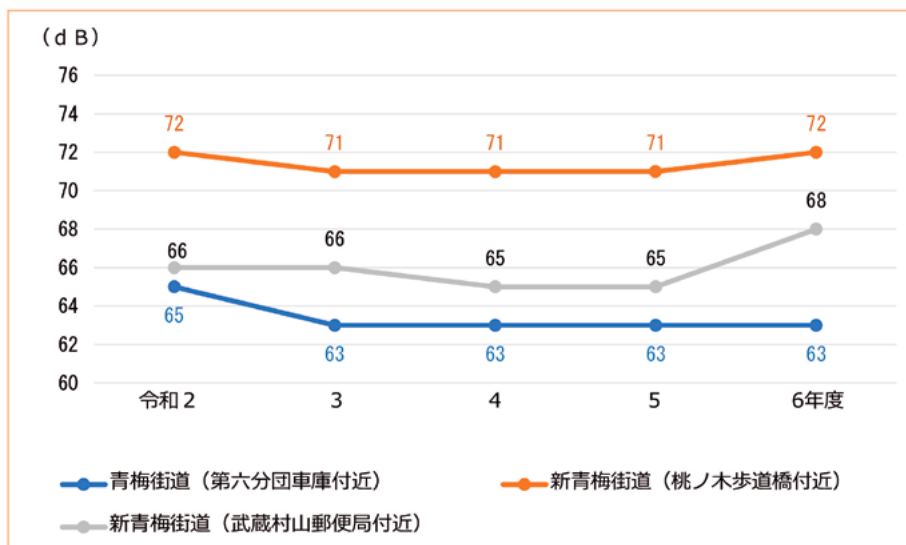


(注) 令和4・5年度については、水量不足により欠測

道路交通騒音(昼)



道路交通騒音(夜)



横田基地航空機騒音(第十小学校)

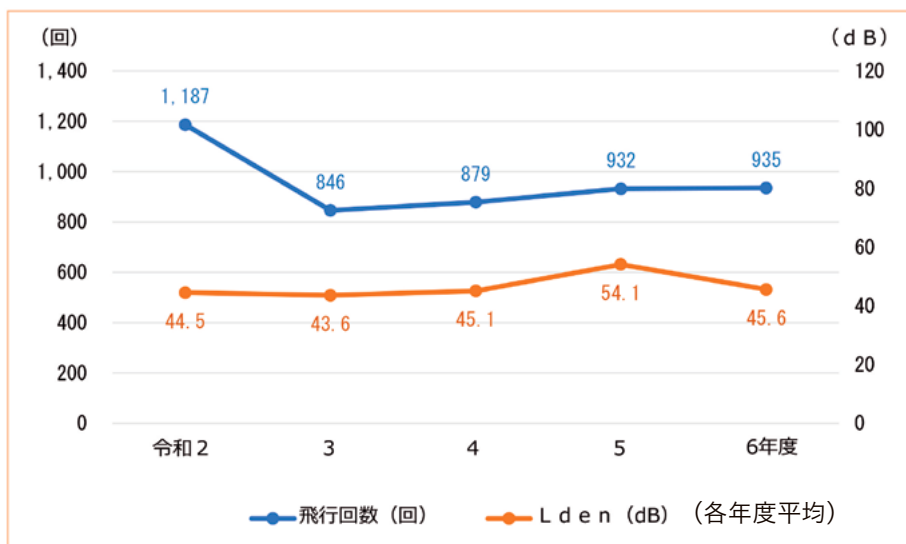


図5-10 環境指標の推移

出典 環境課資料

基本方針

- 環境の悪化を防ぎ、美しいまちづくりを推進するため、河川の水質の浄化、大気汚染の防止、騒音の防止、不法投棄対策等について、関係機関等との連携を一層深め、的確な対策を講ずるとともに、市民や事業者と一体となった取組を推進します。

施策の体系・内容

4 公害対策・環境美化

(1) 水辺環境の保全

① 水量確保対策

② 水質浄化対策

③ 水辺の美化

(2) 生活環境の保全

① 公害の未然防止

② 環境保全施策等の推進

③ 市民意識の啓発

(3) 清潔で美しい環境づくり

① 不法投棄防止

② 環境美化

(1) 水辺環境の保全

① 水量確保対策 **強靱化**

- 河川の水量を確保するため、雨水の地下浸透などの措置を関係機関に働きかけ、地下水のかん養を図るとともに、源流地域の整備や環境改善などに努めます。

② 水質浄化対策 **強靱化**

- 河川の水質浄化に伴い、残堀川・空堀川共に環境基準の水域類型指定のA類型（AA、A、B、C、D、Eの6類型）を維持できるよう、引き続き環境保全に対する意識の向上を推進するとともに、水質調査の実施など河川の監視を継続します。

③ 水辺の美化

- 周辺自治会等と協働して美化活動を実施し、河川愛護意識の高揚を図るとともに河川環境の維持・保全に努めます。

(2) 生活環境の保全

① 公害の未然防止 **強靱化**

- 事業者等に対し、自己監視の励行や自主的改善を求めるとともに、良好な環境を確保するために必要な監視及び指導を行います。
- 地域住民や関係機関との協力により、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの調査・監視等を行い、公害の未然防止に努めます。

② 環境保全施策等の推進

- 人と自然との共生を基本とし、市民、事業者と市が協働して、豊かな環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型のまちづくりを推進します。
- 近年問題となっている外来生物をはじめとした害獣への対応に取り組みます。

③ 市民意識の啓発

- 空き缶・吸い殻等のポイ捨てや犬のふんの放置等を防止するため、モラルの向上を図るとともに、ポイ捨て等の防止に関する取組の強化に取り組みます。
- 広報紙や里山体験施設を活用した環境教育に取り組み、生活に身近な環境を保全する意識啓発と知識の普及に努めます。

(3) 清潔で美しい環境づくり

① 不法投棄防止

- パトロールなど監視体制の充実を図るとともに、土地所有者に対して適切な管理を働きかけます。
- 警察等の関係機関との連携体制を強化し、不法投棄を防ぐための監視を引き続き実施します。

② 環境美化

- 市民・事業者の自主的な環境活動の支援を行うとともに、地域において環境活動を推進する指導者の育成など、環境活動の組織づくりや人づくりを進めます。

成果指標

No.	指標	現況値 (R6)	目標値 (R12)
1	環境基本計画に基づく環境指標・環境施策に対する評価のうち、A評価とB評価の割合	87.4%	90.0%
2	不法投棄監視パトロールの実施回数	103回	維持



不法投棄監視パトロール